明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港湾労働法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇四）　一
○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一〇五）　二
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一〇六）　三
○炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同一〇七）　四
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一〇八）　五
○職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一〇九）　六
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（同一一〇）　七
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（同一一一）　八

〔告　示〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨が宣言されたことに伴い、労働者災害補償保険法の規定に基づく年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（厚生労働二二八）　八
○新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨が宣言されたことに伴い、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づく特別遺族年金の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（同二二九）　八

省令

○厚生労働省令第百四号

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十七条の規定に基づき、港湾労働法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

港湾労働法施行規則の一部を改正する省令

港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
第十条　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第十一条の規定による報告についての第十条第二項の規定の適用については、同項中「翌月十五日まで」とあるのは「令和二年八月十五日まで」とする。	（新設）
附　則	附　則
この省令は、公布の日から施行し、令和二年三月一日から適用する。	（新設）

○厚生労働省令第百五号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第二十六条、第三十九条及び第四十七条の規定に基づき、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
4　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける建設紹介許可証の返納についての第十五条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。	（新設）
5　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第二十四条第一項の規定による届出についての第十七条第一項の規定の適用については、同項中「法第十八条第二項第四号」とあるのは「法第十八条第二項	（新設）